

## コンテンツ制作（SEO対策）業務委託同意書

### （見出し）

1.WEBサイトの構造に基づき、見出しの設定を行うことが大事です。見出しには、h1～h6までありますが、順番に設定するのが基本ですが、何のソフトかによって設定する順番も決まっていますので、適切な見出しの設定を行います。

※見出しが無かった場合、Googleロボットが読み取れるように、見出しの追加をさせていただきますが、多少制作したデザインが変わってしまいます。予めご了承ください。

### （作業内容）

2.amourで作業する内容はURLをご覧ください。

<https://amour-hp.com/seo-jyoui/>

### （タイトル、説明文、URL）

3.SEOを考慮したタイトルやURLに変更させていただきます。Googleで検索した際に表示される「タイトル」と「ページの詳細文（ディスクリプション）」の部分となります。Googleが指定している形式に沿って、キーワードを含んだ「タイトルと詳細文」に変更します。また、URLは、二重リンクを防ぐためと、SEOを考慮して、ローマ字に変更させていただきます。予めご了承ください。

### （検索順位・アクセス数）

4.作業することによって、現在の検索結果とアクセス数が変わります。古いSEO対策が残る場合もございます。SEO対策してもアクセス数が減る場合もございます。理由としては下記のこと挙げられます。予めご了承ください。

- （1）アクセスの少ないタイミングで効果分析した
- （2）競合が強力なSEO対策を行ってきた
- （3）サイトの更新などを怠り、評価が下がった
- （4）昔のSEO対策が残っていて、それが足を引っ張っている
- （5）検索エンジンからペナルティーをくらった
- （6）何らかの理由で検索回数が全体的に減った

### （キーワードの選定）

5.ご希望のキーワードを元に、キーワードを調査して設定させていただきますが、SEOには答えが無く、Googleが指定する基本に基づいて作業させていただきますが、SEO対策をしたからと言って、必ず検索順位が上がるとは限りません。予めご了承ください。

### （修正回数）

6.キーワードの追加、修正、タイトル、詳細文（ディスクリプション）などの修正は、1回までとします。

### （リダイレクト）

7.URLの変更後、以前のURLがGoogleなどに残るため、Googleなどで検索してクリックした際に、ページがありません。と表示されます。リダイレクトの設定を行うことにより、新しいページに飛ぶように設定が可能ですが、設定をご希望の方は、お申し付けください。

#### (契約期間)

8.契約期間は、作業終了後に、確認をして頂きます。問題がなければ、その時点で契約終了となります。確認をして頂き、修正部分がありましたらお申し付けください。1回の修正後に、契約終了とさせていただきます。

#### (Googleなどに認識される期間)

Googleロボットがサイトを巡回をして、調査をして帰っていき、検索順位が決まるのですが、世の中の全てのサイトを巡回しているため、Googleロボットが巡回しに来てくれるのに、3ヶ月~6ヶ月と言われていています。ですので、6ヶ月程度様子を見て頂き、アクセス数が上がらない、検索順位が上がらない場合は、再度SEO対策が必須となりますので、その場合は、またご依頼ください。(日々の改善が重要となります)

#### (コンバージョン率)

※お客様ご自身で作成したサイトに関するコンバージョン率に関しましては、今回のSEO対策とは異なりますので、基本構造に基づいてサイトを作成しているか、キーワード出現率が高いか、キーワードの詰め込み過ぎていないか、作成者が伝えたい情報ばかり掲載していないか、閲覧者目線で作成をし、閲覧者の悩みなどが解決できる内容になっているか、タイトルの中身の内容が一致しているか。(アクセス数=人気サイト)などが最近のSEO対策では、一番重視されている部分ですので、見直してみてください。

#### (秘密保持)

第10条 本契約期間中又は期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

2.前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する事実には適用しない。

- ①公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
- ②第三者から適法に取得した事実
- ③開示の時点で、すでに保有していた事実
- ④法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

#### (損害賠償)

第11条 本契約に違反したことにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て(弁護士費用を含む。)を賠償しなければならない。

#### (遅延損害金)

第12条 本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%(年365日日割計算)の割合による遅延損害金を支払うものとする。

#### (解除)

第13条 次の各号のいずれかに該当したときは、相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- ①破産、特別清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立を受け、又は自らこれらの一を申し立てたとき。
- ②第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売申立て又は公租公課滞納処分を受けたとき。
- ③監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- ④解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

- ⑤自ら振出し、又は引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- ⑥相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- ⑦相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- ⑧相手方に重大な過失又は背信行為があったとき。
- ⑨その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第14条 本契約終了後、相手方の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品を返還又は破棄するものとする。

(裁判管轄)

第15条 本契約に関して紛争が生じた場合には、東京裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第16条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈等に疑義が生じた事項については、誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、それぞれ各1通を保管する。

年 月 日

住所

氏名

印

住所 東京都練馬区(自宅兼事務所)

氏名 amour 花岸 愛夢

印